

## 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う対応施策について

新型コロナウイルス感染症が猛威を振るう中、4月7日には「緊急事態宣言」が発令され不要不急の外出自粛やテレワーク推進が求められ、私たちの生活や仕事にも大きな影響が及んでいます。建築士事務所の運営におかれましても在宅勤務やWeb会議等に対応しての業務遂行にご苦労されていることと推察します。更にはプロジェクトの中止や延期が出現し始めたとの情報も寄せられています。日事連の活動におきましても多くの委員会等の中止や延期、あるいはWeb会議による会合開催を余儀なくされる事態となっています。事態は長期化の様相を呈しており、経済社会への影響を始め多方面にわたる影響は日々深刻なものとなってきています。

日事連では、さまざまな情報収集や調査を続けながら、4月14日からは総務・財務委員会と災害対策特別委員会の合同委員会を開催し、建築士事務所並びに事務所協会の業務継続支援のために緊急的対応策を検討してきました。

新型コロナウイルス感染症は、我々の業務さらに社会経済全体に大きな影響を与え、引き続き長く与え続けること、その対応、対策を全般的に講じていく必要があること、またこの事態を受けた新たなビジネススタイルを目指していかないといけないとの認識のもとに、災害対策本部を設置し、3つの段階、①**緊急時対応**②**短期的対応**③**中長期的対応**に分けて対策を検討し実施していくこととしたいと考えました。

合同委員会による検討提言では、緊急時的な対応を中心として、次の事項が掲げられており、今後同提言にある災害対策本部設置のもとで、さらに単位会、会員から業務、経営の現状、要望等を集約し、迅速に対策の検討、実施を進めることとしました。

- ・国や自治体などが行う建築士事務所が対象となる経済支援の情報提供
  - ・テレワーク・在宅勤務等の技術的支援による「密閉・密集・密接」の防止に向けたビジネススタイル、マニュアル等の提案
  - ・日事連会費納付期限の延長等単位会、会員への支援
  - ・国、公共団体等への要望
- /事業の継続・プロポーザル等の予定通りの実施、競争参加資格確認の柔軟な対応等  
/事務所登録・変更など履行期限の延長、重要日程確認

6月からは役員改選後の新体制のもとで、建築士事務所を平常時稼働に早急に戻し経営運営を安定させる対策を中心に検討実施する態勢で臨みます。その後は中長期的対応として制度改定やBCP体制の確立など将来を見据えて時間をかけて検討する事項を

提言していくことにします。この3段階に分けての対応・対策は一貫性をもって連続的に推進することも留意し、担当委員の配置や組織の連関には十分配慮した体制としていきます。

今回は未曾有の緊急事態ですが、この国難を脱した将来には我々の建築設計業界も大きく変貌、改善する可能性があり、中長期的に、業務改革や建築に係る行政諸制度改革提言を推進することを視野に入れ、対応して参ります。

会員並びに事務所協会の相互協力はもちろん、建築設計三会の協力、更には業界全体の協力が必要なときです。連携協力の窓口として災害対策本部を設置し、日事連がネットワークの要となって対応していきますので、要望相談・支援協力の申し出などをお寄せ下さい。

時々刻々に変わる状況に応じて、会員の皆様のニーズ、アイデアを受け止め、施策に反映させ、会員相互の協力のネットワークのもと、柔軟に対応して参りたいと思っております。

2020年5月12日